

2023年 初秋号 2023 9/1 発行

JAPAN INTERNATIONAL FRIENDSHIP ASSOCIATION
〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-19-8新東京ビル10階
TEL&FAX 03-5989-0814 <https://www.jifa.org>

JP-MIRAI 第1回現場アカデミー ハティンTHASENCOを視察

JP-MIRAI(責任ある外国人労働者受入プラットフォーム)*の「現場アカデミー」一行が、7月28日、JIFAが活動を展開しているハティンのTHASENCO日本語教育センター(代表Pham Hong Son氏)を訪問、学資支援生、日本語を勉強している学生、帰国技能実習生らと有意義な懇談の場をもちました。

夏休みに日本語を勉強している学資支援高校生3名のふるさとの唄も披露され、丁寧につくられた折り紙のプレゼントもあり、楽しい交流となりました。

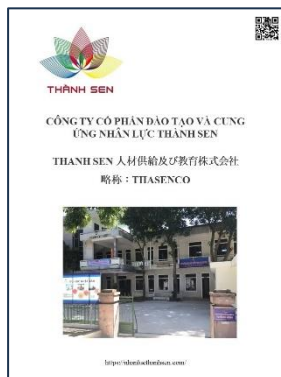
また、大手自動車メーカーの方に自動車技術の将来について積極的な質問をする青年は、キャリアパスを描き、目的を持ち勉強に励む意気込みを感じさせるものでした。

参加者からは「日本の思い出や日本への期待感等、生の声を聴く貴重な機会となりました」との感想が寄せられました。

*JP-MIRAI(責任ある外国人労働者受入プラットフォーム)は、日本国内の関係者の皆様と協力し、外国人労働者の権利をまもり、労働環境・生活環境を改善することにより、責任をもって外国人労働者を受入れ、外国人労働者から「選ばれる日本」となり、包摂的な経済成長と持続的な社会の実現を目指す600団体以上が加盟する組織。JIFAは発足当初から参加し、ゼロフィー研究会の設立を呼びかけるなど、継続して、国際労働基準に適合した適正な受入れをめざす活動に協力している。

ハノイの送出し機関AUCO でも楽しく日本文化交流

JIFA派遣の更井先生が土曜日に開催する日本文化デーでは、太巻きや習字などを楽しみながら勉強でき、学生に大好評



JIFAの協力者であるSON代表とTHASENCO日本語センター



自動車技術に関心をもち、日本語を勉強し技能実習をめざす青年と大手自動車メーカーの訪問団参加者との質疑



更井先生の演奏に合わせて「ふるさと」♪を3番までの歌詞を覚えて唄う学資支援高校生たち



JIFA学資支援が契機となり日本語を学ぶ高校生

ハティンゼロフィープロジェクト支援の魅力 ～帰属意識の高い優秀な人材の育成～



JIFA学資支援：各都府から推薦された困難な中学4年生を高校卒業まで支援（延600人以上への支援を継続）

- 魅力① 2010年からのJIFAの教育支援活動が定着行政や住民からのJIFA支援への認知度が高い
- 魅力② 素朴で誠実な人材が多く親日的
- 魅力③ 域内総生産（GRDP）がハノイ市やホーチミン市の三分の一で、良い人材が集まりやすい
- 魅力④ 越日教育開発支援機構（OHEDAS）の総合的な日本文化・生活指導により円滑な就労が可能
- 魅力⑤ ハティン省人民委員会の協力が得られる
- 魅力⑥ JICA（国際協力機構）やILO（国際労働機関）と連携して公正で倫理的なリクルートを推進



送出し機関支払費用総額と平均借金額 (フィリピンとベトナムの比較)



フィリピンはILO181号条約を批准していないが、受入国の規制に合わせて、日本へのリクルートフィーの労働者負担を禁止している結果、負担額がわずかである。

実習生の多くは経済的に厳しい地域から来日する。ハティンのように経済的に厳しい地域ほど実習生支払費用及び平均借金額が高いのが現実。

情報が不足し、送出し機関への仲介者が存在し、手数料負担を増大させている

ゼロフィーをめざす先進的意義 法的根拠

労働における基本的原則および権利に関するILO宣言(1998)
 (未批准国も尊重、促進、実現の義務を負う)
 国際労働基準 International Labour Organization (ILO)

ILO181 民間職業仲介事業所に関する条約 (1998)
「派遣労働者からの手数料徴収禁止」
 条約発効：2000年5月10日（日本は1999年7月28日批准）
 募集・斡旋・選定の過程で、あらゆる手数料又は費用を本人から徴収してはならない（ゼロフィー：Zero Fees）

人権デューディジエンス Due Diligence

職業安定法（報酬受領の禁止）
 第三十九条 労働者の募集を行う者及び第三十六条第一項又は第三項の規定により労働者の募集に従事する者（以下「募集受託者」という。）は、募集に応じた労働者から、その募集に関し、いかなる名義でも、報酬を受けてはならない。

契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者に関する法律 主な改正内容
 Pháp luật liên quan đến người lao động Việt Nam đi làm việc ở nước ngoài theo hợp đồng. Nội dung nổi bật chính

日本の場合 仲介契約に伴う報酬上限 0 VND
 Đối với Nhật Bản 労働者による委託金の上限 0 VND

改正前 (Trước sửa đổi) 改正後 (Sau sửa đổi)
 手数料上限 3,600USD Giới hạn phí 3,600USD
 手数料上限 3,600USD Giới hạn phí 3,600USD

明確に禁止 禁止 禁止
 Không rõ ràng Không rõ ràng Không rõ ràng

さらにゼロフィーに向けた努力
 Nỗ lực hơn nữa tiến tới phí 0 đồng

例 (Ví dụ) 賃金20万円/月 送出し管理費10,000円/月
 Lương 160,000 yên hàng Phí quản lý 5,000 yên/tháng

手続料上限 3ヶ月の賃金 (60万円) Giới hạn phí thủ tục lương (480,000 yên)

ハティンでは地域における雇用機会が少なく、雇用機会にありつけないことや就業の遅延が大きな負担となることから、早い採用につなげるために高額な仲介手数料を払っても仲介者に頼る傾向があります。ベトナムの新法(2022年1月施行)では、送出し機関は本人から仲介手数料を徴収してはいけないことになっているが、都市圏から離れた地域ほど、仲介者が本人から徴収する傾向があります。また、送出し機関や教育施設が地元にはほとんどないためハノイやホーチミンへ行かざるを得ず、費用負担が増える傾向にあります。

このような現実を変えるには、ハティンにおいて充実した教育機関を育て、日本語教育と日本を知る地道な教育が求められている。そのためには、正確な情報の基づき、良い人材を確保するためマッチングを適正に行うを通じて、企業への信頼の絆が帰属意識となり、受入れ地方都市において、安定した雇用の継続と転籍の抑制につながるものと思われま

上図は、ベトナム政府が介護職種の送出し管理費を10,000円/月以上と決めているため、他の職種に比べてサービス手数料の負担額が少なくなる例。他の職種でも、送出し管理費を10,000円とすることで、本人負担額の低減につなげる受入企業、監理団体、送出し機関が少しずつ増えつつあります。

会員・寄付者・支援者 募集しています

一人でも多くの方に会員になっていただき活動へ参加下さいませよう 皆様をお誘いください！

	入会金	年会費(一口)
法人会員	30,000円	30,000円
個人正会員	10,000円	10,000円
個人賛助会員	5,000円	5,000円
学生会員	500円	1,000円

※ 支援金 学資支援(1口 10,000円) ウクライナ支援(任意)
 会費・支援金等は振込口座をご利用下さい
 口座名：特定非営利活動法人 日本国際親善協会
 ☆ゆうちょ銀行から 記号10150 番号 98253761
 ☆他の銀行からは 三井住友銀行新宿通支店 店番 661 普通 7274362

認定NPO 特定非営利活動法人 日本国際親善協会 (JIFA)
 〒160-0022 新宿区西新宿1-19-8 新東京ビル10階
 TEL & FAX : 03-5989-0814 <https://www.word.jifa.org>